別表第二号（第６条関係）

［第１～４　略］

第５　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

［１　略］

［削る］

［削る］

２～５　［略］

［第６～72　略］

第73　第49条の23の３及び第49条の23の４に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。

別表第三号（第７条関係）

［１～13　略］

14　インマルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［⑴　略］

［削る］

⑵　［略］

［15～36　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～４　同左］

第５　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

［１　同左］

２　インマルサットＭ型の無線設備

⑴　変調信号の送信速度が毎秒3,000ビットのもの　60kHz

⑵　⑴以外のもの　８kHz

３　インマルサットミニＭ型の無線設備

⑴　変調信号の送信速度が毎秒3,000ビットのもの　60kHz

⑵　変調信号の送信速度が毎秒67,200ビット又は134,400ビットのもの　40kHz

⑶　⑴及び⑵以外のもの　5.6kHz

４～７　［同左］

［第６～72　同左］

［新設］

別表第三号（第７条関係）

［１～13　同左］

14　インマルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［⑴　同左］

⑵　インマルサット船舶地球局のインマルサットＭ型の送信設備

ア　変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無線設備の種類に応じて次のとおりとする。

㋐　標準同調範囲型の無線設備

任意の４kHz幅において別図第１号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,646.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

㋑　限定同調範囲型の無線設備

任意の４kHz幅において別図第１号に示す曲線の値とする。ただし、1,631.4MHzから1,646.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

イ　高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（－）23dBW以下である値とする。

⑶　［同左］

［15～36　同左］